

○遠賀町老人日常生活用具給付等事業実施要綱

平成13年1月5日告示第3号

改正

平成23年7月26日告示第54号

遠賀町老人日常生活用具給付等事業実施要綱

(目的)

第1条 この事業は、要援護老人及びひとり暮らし老人に対し、日常生活用具（以下「用具」という。）を給付又は貸与（以下「給付等」という。）することにより、日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に資することを目的とする。

(実施主体)

第2条 事業の実施主体は遠賀町とする。

(用具の種目及び給付等の対象者)

第3条 給付等の対象となる用具の「種目」及びその「対象者」は、別表第1に掲げるものとする。

(給付等の申請)

第4条 用具の給付等を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、老人日常生活用具給付等申請書（様式第1号）を町長に提出しなければならない。

(給付等の決定)

第5条 町長は、前条の規定に基づき申請があった場合、その必要性を検討したうえ給付等の可否を決定する。但し、給付等は予算の定めるところにより行うものとする。

2 給付等を行うこととしたときは給付等決定通知書（様式第2号）に日常生活用具給付券（様式第3号）を添えて、給付等を行わないこととしたときは却下決定通知書（様式第4号）により、それぞれ申請者に通知するものとする。

(用具の給付等の方法)

第6条 町長は、前条第2項の給付等決定通知書による通知をしたときは、速やかに町が指定する物品の供給人（以下「納入業者」という。）を経由して、対象者に用具の給付等を行うものとする。

2 前項により給付を受けることとなった給付対象者は、町長が指定する業者に日常生活用具給付券を提出して用具の給付を受けるものとする。

(給付等の区分)

第7条 緊急通報装置を別表第2のA及びBの世帯に対して提供する場合には、当分の間貸与することができる。

2 緊急通報装置の給付又は貸与を行うに当たっては、「遠賀町緊急通報装置給付等事業運営要綱」の定めるところによるものとする。

(貸与の期間)

第8条 用具を業者に委託して貸与する期間は、貸与決定の日からその日の属する会計年度の終了の日までとする。

2 町長が貸与期間が終了する日までに貸与取り消しの決定を行わないときは、その翌日から起算して1年間は引き続き効力を有する。

(費用負担)

第9条 用具の給付等を受けた者（以下「給付等対象者」という。）又は、この者の属する世帯の生計中心者は、別表第2の基準により、用具の購入等に要する費用の一部又は全部を直接業者に支払わなければならない。

2 町長は、用具の貸与に要する費用については、貸与期間が連続又は継続を問わず、これを通算し年度を単位として算定する。

(費用の請求)

第10条 費用の請求については、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 業者が用具の費用を町長に請求する場合には、請求書に日常生活用具給付券を添付しなければならない。

(2) 業者が町長に請求できる額は、用具の給付等に必要用具の購入に要する費用から使用者が直接業者に支払った額を控除した額とする。

(用具の管理等)

第11条 用具の管理等については、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 町長は、未だ給付等を実施していない用具及び貸与者から返還を受けた用具は、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- (2) 町長は、用具の給付等を実施するに当たっては、使用者に次の条件を付するものとする。
 - ア 使用者は、当該用具の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。
 - イ 使用者がアの規定に違反した場合は、当該給付に要した費用の全部又は一部を返還させることができる。
 - ウ 用具の貸与を受けた者又はこれを扶養する者（以下「借受人」という。）は、当該用具を貸与の目的に反して使用してはならない。又用具を棄損し、滅失したときは、ただちに町長に報告して指示を受けなければならない。
 - エ 借受人は当該用具を必要としなくなったとき又は貸与の目的に反したときは、ただちに町長に返還しなければならない。

(給付台帳の整備)

第12条 町長は、用具の給付等の状況を明確にするための「日常生活用具給付・貸与台帳」（様式第5号）を整備するものとする。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、平成12年4月1日から適用する。

附 則（平成23年7月26日告示第54号）

この告示は、公布の日から施行する。

別表第1（第3条関係）

区分	種目	対象者	性能
給付	電磁調理器	おおむね65歳以上であって、心身機能の低下に伴い防火等の配慮が必要なひとり暮らし老人等	電磁による調理器であって、老人が容易に使用し得るものであること。
	緊急通報装置	おおむね65歳以上のひとり暮らし老人等	ひとり暮らしの老人が身につけることが可能で、ごく簡単な操作により緊急事態が自動的に受信センター等に通報することが可能な機器とする。
	火災警報器	おおむね65歳以上の低所得のねたきり老人、ひとり暮らし老人等	屋内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し、屋外にも警報ブザーで知らせ得るものであること。
	自動消火器	同上	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴出し、初期火災を消火し得るものであること。
貸与	老人用電話	おおむね65歳以上の低所得のひとり暮らし老人等	加入電話

別表第2（第7条、第9条関係）

日常生活用具給付等事業費用負担基準

利用者世帯の階層区分		利用者負担額
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む）	0円
B	生計中心者が前年所得税非課税世帯	0円

C	生計中心者の前年所得税課税年額が5,000円以下の世帯	16,300円
D	生計中心者の前年所得税課税年額が5,001円以上15,000円以下の世帯	28,400円
E	生計中心者の前年所得税課税年額が15,001円以上40,000円以下の世帯	42,800円
F	生計中心者の前年所得税課税年額が40,001円以上70,000円以下の世帯	52,400円
G	生計中心者の前年所得税課税年額が70,001円以上の世帯	全額

(注) 当該年度の6月まで及び1月から3月までは、前々年の所得税額を適用する。

様式(省略)